**令和７年度利用状況調査（農地パトロール）の実施について**

**はじめに**

農業委員会組織は、遊休農地の増加とその解消が喫緊の課題であることを踏まえ、農地の利用状況の確認が不可欠との認識から「農地パトロール」に取り組んできました。

そのような中で、平成28年4月1日に農業委員会法が改正され、「農地利用の最適化」が農業委員会の「必須業務」となったことを踏まえ、遊休農地の発生防止・解消対策に引き続き取り組んでいくこととしています。農業委員会活動を目に見えるものとし、地域農業の活性化を図るためにも農地パトロールは農業委員会の重要な取組の一つとなっています。

Ⅰ　利用状況調査（農地パトロール）の目的

利用状況調査は、農地の利用促進につなげるための情報収集を目的に、主に次の３点を重点として実施します。

**①地域の農地利用の確認**

**②遊休農地の実態把握**

**③違反転用発生防止・早期発見**

**●遊休農地の解消に向けた取り組み**

１）「利用状況調査」（農地パトロール）が取り組みの出発点

・農地パトロールは毎年1回、地域の農地利用を総点検する活動として実施

・調査のポイントは町内全ての農地を確認すること

２）遊休農地の所有者等に対する利用意向調査の実施

・利用意向調査は、農地パトロールの結果「遊休農地」であると農業委員会が判断した農地の所有者等に、当該遊休農地の活用方法を確認する取り組みとして実施

・農地法第32条第1項に位置づけられた農業委員会の必須業務

・調査のポイントは「自ら耕作する」のか「誰かに貸したい」のかをはっきりさせること

Ⅱ　利用状況調査（農地パトロール）の実施内容と手順

利用状況調査（農地パトロール）は、すべての農地を対象に農地利用最適化推進委員と農業委員等が協力しながら実施します。

１） 実施内容

ア．遊休農地、耕作者が不在又は不在となるおそれがある農地および再生利用が困難な農地の把握

イ．アの農地について、遊休農地等になりうる「現況」の確認

ウ．アの農地について、「発生場所（山間、平地、山麓、崖地）」の確認

エ．農地法の許可（届出）案件の履行状況の確認

オ．農業経営基盤強化促進法および農地中間管理事業の推進に関する法律による利用権設定等農地の履行状況の確認

カ．農地法第６条の２により農業委員会が報告を受けた農地の利用状況の確認

キ．農地中間管理事業による利用権設定等農地の利用状況の確認

ク．農地の違反転用の発生防止と早期発見・是正

ケ．相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地（以下、「納税猶予適用農地」という）の利用状況の確認

コ．仮登記農地の利用状況の確認

サ．営農型発電設備（太陽光パネル等）の設置に係る下部農地における適切な営農状況の確認

シ．農業者年金制度に係る特定処分対象農地及び加算対象農地等の利用状況の確認

ス．過去の調査において既に遊休（荒廃）農地と区分されている農地の再生状況及び再生後の利用状況の確認

２）実施方法

a．航空写真地図を利用しながら、農地一筆ごとに道路からの目視で確認します。ただし、災害その他の事由により、その土地への進入路が荒廃しているため立ち入ることが困難な場合は、この限りではありません。

b．道路からの目視により遊休農地化等が確認された場合は、その旨をコメント表等に記録する（コメント表等の記入方法を参照）。

ｃ．新たに「緑区分・黄区分・再生利用が困難な農地」を確認した場合は、写真を撮影し提出してください。（ＵＳＢメモリでの提出も可能とします）

※写真は遊休農地の判定資料として使用するため、農地の全景や周囲の状況、植生等が分かるようにしてください。

ｄ．農地の区分の誤りを発見した場合は、正しい区分に修正してください。

　　　例：再生利用が困難な農地に区分されていたが草刈り等の管理がされていた　等

　　e. 遊休農地の「現況」と「発生場所」を記入ください。

３）実施期間

　　　調査実施：８月～１１月　　確認資料提出期限：１２月５日（金）

　　 ※調査で使用した地図は必ずご返却ください

**農地の利用状況調査コメント表等への記入方法について**

●Ａ３サイズの航空写真図を参考に現地を確認し、下記を参考に農地の状況を「コメント表」へ記入してください。（Ａ０サイズの図面は番地や地目の確認や、番地が確認できなかった際に直接記載するなどといったようにご使用ください。）

●白地図において一部地番がないものがあります。明らかに地目が農地と思われ、遊休農地と判断される場合は、航空写真図に付箋紙等を用い分かるように記載ください。

●黒色の土地は非農地判断済みもしくは転用された土地ですので確認不要です。

●現地の状況については、別添「遊休農地・荒廃農地の判定事例」を参考に客観的に判断してください。

**【例】**

　・草刈りを年1回しかしていないから緑区分にする　→　**×**

　　　　　→　草刈り等の管理がされていれば不作付地となります

・黄色区分だが今後も耕作される予定がないから再生利用困難な土地にする　→　**△**

→　復旧可能と判断できる場合は再生利用困難な土地ではありません

　　ただし小さく異形で利用不便等、農地としての価値がないと判断される場合は再生利用困難な土地としてください

※　判断に迷う場合は事務局まで問い合わせください。

**ア．地図で色塗りがされていない農地**

・営農（草刈り等の管理）が継続されている場合　→　記入なし

・管理がされなくなり荒廃している場合

　→状況を確認し「緑区分」か「黄区分」にチェックし、

「現況」と「発生場所」について記載

　　写真を撮影する。（黒板に、大字・地番を記入し、該当の土地と黒板が、１枚におさまるように写真を撮る。（原則、写真１枚に１筆とする。））

・山林の様相を呈している農地を発見した場合

　　→コメント表「再生困難」にチェックし、「現況」と「発生場所」について記載

写真を撮影する。（黒板に、大字・地番を記入し、該当の土地と黒板が、１枚におさまるように写真を撮る。（原則、写真１枚に１筆とする。））

・建物・工作物（墓等）が建っている土地を発見した場合

　　→コメント表に「転用」と記載

**イ．緑色、黄色、赤色塗りつぶしの土地（昨年時点で遊休農地と判断した土地）**

○遊休農地状態を解消している農地

　→再開（営農）か再開（管理）にチェックする

○遊休農地の区分が変わっていると判断できる場合

→コメント表現状の遊休農地状態にチェックし、「現況」と「発生場所」について記載する

・黒板に、大字・地番を記入し、該当の土地と黒板が、１枚におさまるように写真を撮る。（原則、写真１枚に１筆とする。）

・山奥等で近くまで行けない場合、可能であれば遠くから撮影しておく。

○建築物・工作物（墓等）が建っているなど転用されていた場合

→　コメント表に「転用」と記載

**農地の色分け区分（地図）**

１（緑）：緑区分　利用されておらず、荒廃度が低度（トラクター等で耕起すればすぐ利用可能）の農地

例：一年生の雑草繁茂、多年生雑草繁茂の状態

例：１ｍ未満の低木が数本程度存在するもの

２（黄）：黄区分　利用されておらず、荒廃度が中度（トラクター等のみですぐ耕起できない状態だが重機と併用なら可能）の農地

例：人の背丈以上に生育した雑木があるもの

３（赤）：再生利用困難な土地。山林の様相を呈しているもの

４（黒）：非農地判断済み土地、転用済みの土地